

## 平成 23 年税制改正による各種所得控除等の改正内容

平成 23 年 1 月 1 日以降より、所得控除等が改正となりました。（給与の場合は、平成 23 年 1 月 1 日以降支給される給与より適用されます。）主な改正点は、以下のとおりです。以下は、国税における金額を表示している。

### I 扶養控除の改正

- ① 年齢 16 歳未満の扶養親族（「年少扶養親族」という。）に対する扶養控除が廃止されました。（38 万円⇒0 円）
- ② 年齢 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の扶養控除の上乗せ部分（25 万円）が廃止されました。（63 万円⇒38 万円）

### II 同居特別障害者についての改正

- ① 同居特別障害者の所得控除の取り扱いが改正されました。

【従前】

障害者控除 40 万円  
（特別障害者）

【H23～】

障害者控除 75 万円  
（同居特別障害者）（40 万円 + 35 万円）

+

扶養控除 73 万円  
（同居特別障害者加算）（38 万円 + 35 万円）

⇒ 扶養控除 38 万円

- ② 一般障害者及び同居以外の特別障害者の控除額は変更なしですが、上記 I の改正は適用されますので、注意が必要です。

上記 I 及び II をまとめると以下の一覧表のとおりとなります。

平成 23 年からの控除額一覧

単位：円

区 分		控 除 額
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000
	老人（70 歳以上）控除対象配偶者	480,000
扶養控除	年少（16 歳未満）扶養親族	0
	一般の扶養親族	380,000
	特定（19 歳以上 23 歳未満）扶養親族	630,000
	老人（70 歳以上） 扶養親族	480,000
	同居老親等以外の者 同居老親等	580,000
障害者控除 <small>（年少を含むすべての者）</small>	一般の障害者	270,000
	特別（1 級、2 級など）障害者	400,000
	同居特別障害者	750,000